

平成21年度福岡県公共図書館等協議会「資料収集・保存委員会」報告

1 設置目的

近年の図書館に対する住民の高度化・多様化する要求にこたえるためには、肥大化・多様化した図書館資料を各図書館が効率的に収集・保存するとともに、県内公共図書館が連携しながら収集・保存・提供していく必要がある。そこで、これからの図書館資料の収集・保存の在り方やその実施方法についての調査研究を行う。

2 検討経過

(1) 相互貸借規程の見直しについて

福岡県公共図書館等相互貸借規程について、最終改正から10年以上経過しているため現状にそぐわない点について協議し、規程の見直しを行った。

(2) 地域行政資料の収集について

資料の効率的な収集・保存を実現するため、平成20年度に実施した「地域（郷土）資料についてアンケート調査」の分析結果を元に、平成21年度は地域行政資料の収集に関する協議・検討を行い、報告書をまとめた。

3 協議の概要

(1) 第1回委員会（平成21年7月16日）

- ① 相互貸借規程の見直しについて事務局から提案し、各館で協議の上、次回の委員会で意見を提出してもらうこととした。
- ② 地域行政資料の収集に関する概況・課題等を事務局より説明し、地域行政資料の実務担当者に役立つ報告書を作成することとした。

(2) 第2回委員会（平成21年10月15日）

- ① 相互貸借規程について各館での協議結果を元に協議し、確認が必要な部分について再度各館で協議の上、次回委員会で決定することとした。
- ② 事務局より地域行政資料の収集に関する報告書（案）を提案し、協議を行い、次回委員会で確定することとした。

(3) 第3回委員会（平成22年2月4日）

- ① 相互貸借規程第7条の文言修正・削除を行った最終案を理事会に提出することとした。
- ② 前回提出した報告書（案）に、各委員から寄せられた意見を盛り込んだ報告書の最終案を年度内に作成することとした。また来年度の検討課題を協議した。

4 協議結果のまとめ

- ① 相互貸借規程の見直しについては、第7条の文言修正・削除について、現状に即した規程となるよう理事会に諮る方向で合意した。
- ② 地域行政資料については、県内での地域行政資料の収集・整理がより一層充実したものとなるよう、各委員からの意見を盛り込んだ報告書（案）を作成し、理事会に諮る方向で合意した。
- ③ 来年度は文化財調査報告書の分担収集・保存について、協議することとした。